

様式第1号

会 議 録

会議の名称	令和6年度 所沢市要保護児童対策地域協議会 第1回 実務者会議
開催日時	令和6年5月16日(木) 午後1時30分～午後3時50分
開催場所	所沢市役所 604 会議室
出席者	山口 航 (埼玉県所沢児童相談所) 飯田 剛 (埼玉県所沢警察署) 村松 大晴 (埼玉西部消防組合) 嶋崎 英正 (埼玉西部消防組合) 安田 恭子 (埼玉県狭山保健所) 小穴 慎二 (西埼玉中央病院) 土井 和子 (埼玉県助産師会所沢地区) 柴田 さなえ (所沢市民生委員・児童委員連合会) 木村 幸子 (所沢人権擁護委員協議会所沢部会) 高橋 祐二 (所沢市社会福祉協議会) 中村 路子 (所沢市幼児教育振興協議会) 丸山 大輔 (さいたま地方法務局所沢支局) 川口 真史 (埼玉県立所沢特別支援学校) 吉川 誠 (所沢市教育委員会学校教育部学校教育課) 中村 啓 (所沢市教育委員会学校教育部教育センター) 田中 文仁 (所沢市立小学校長代表) 白濱 史朗 (所沢市立中学校長代表) 細淵 健 (所沢市経営企画部企画総務課) 木下 浩一 (所沢市福祉部生活福祉課) 田中 浩文 (所沢市健康推進部健康管理課) 田井 浩介 (所沢市こども未来部こども支援課) 加賀谷 春恵 (所沢市こども未来部こども福祉課) 榎本 崇義 (所沢市こども未来部青少年課) 東 和秀 (所沢市こども未来部保育幼稚園課 代理) 松井 優子 (所沢市こども未来部こども家庭センター)
欠席者	高橋 明美 (防衛医科大学校病院) 小林 治 (所沢市医師会) 巢瀬 賢一 (所沢市歯科医師会) 原口 広美 (青少年育成所沢市民会議)
説明者の職・氏名	なし
議 題	1 開会 2 委嘱状の交付 3 あいさつ 4 議題 (1) 令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画について (2) 取り扱いケースの支援状況について 5 その他 6 閉会

<p>会 議 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 令和6年度 所沢市要保護児童対策地域協議会 委員名簿 ・ 令和6年度 所沢市要保護児童対策地域協議会 実務者会議資料 ・ 実務者会議進行管理部会 開催状況 ・ 所沢市児童虐待対応マニュアル ・ 養育支援訪問事業導入・終了ケース一覧<<非公開>> ・ 要保護児童進行管理台帳<<非公開>> ・ 要保護児童進行管理 終了ケース一覧<<非公開>> ・ 埼玉県所沢児童相談所における相談状況等 ・ 所沢市 こども家庭センター リーフレット ・ 令和6年度 所沢市要対協 第1回事例検討会の開催について（通知）
<p>担 当 部 課 名</p>	<p>こども家庭センター：山下参事、松井センター長、美甘主幹、矢野副主幹、 守谷主査、松澤主任、金森主任、今井保健師、新井保健師</p> <p>【事務局】：こども未来部 こども家庭センター 電話 04-2991-1824</p>

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
矢野副主幹	<p>1 開会 事務局が開会</p> <p>2 委嘱状の交付 新委員に委嘱状を交付</p> <p>3 あいさつ 市来こども未来部長があいさつ</p> <p>4 議題 議事に入る前に、委員によって、下記のことが審議・決定された。 ○会議は原則通りに公開とする。ただし、個人に関する情報を取り扱う議題については、非公開とする。 ○会議録は、要約方式で記録し、発言者名・答弁者名は公開とする。 ○公開の場合、傍聴者に対して会議資料を配布する。（傍聴者1名） ○会議録は議長である松井センター長の承認をもって確定する。</p> <p>以下、松井センター長が議長として進行。</p> <p>（1） 令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画について 「令和6年度所沢市要保護児童対策地域協議会代表者会議資料」（1～10ページ）に沿って、下記6項目について報告した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会議等の開催 2. 令和5年度 虐待相談受付状況 3. 年度別虐待相談受付状況 4. 進行管理台帳掲載状況 5. 令和5年度 養育支援訪問事業の実施状況 6. 令和5年度 子育て短期支援事業の実施状況 7. 令和5年度の目標に対する評価
松井センター長	<p>質疑の有無を確認。（質疑なし）</p>
金森主任	<p>「令和6年度所沢市要保護児童対策地域協議会代表者会議資料」（11～13ページ）に沿って、下記5項目について報告した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会議等の開催 2. 学校及び保育園等から市への定期的な情報提供 3. 養育支援訪問事業 4. 子育て短期支援事業 5. 令和6年度の目標
松井センター長	<p>質疑の有無を確認。（質疑なし）</p>

<p>山口委員</p>	<p>(2) 取り扱いケースの支援状況について ※以降の議題については、個人情報を取り扱うため、非公開（傍聴者退室）</p> <p>5 その他 所沢児童相談所山口担当課長より「埼玉県所沢児童相談所における相談状況等」に沿って、下記6項目について説明があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置・管轄区域 2. 相談種別受付状況 3. 児童虐待相談受付件数 4. 非行相談の状況 5. 措置状況 6. 一時保護受け入れ状況、一時保護実施件数 <p>補足：令和7年度に朝霞児童相談所が設置され、所沢児童相談所の管轄は所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市となる。速報値では昨年度よりも児童虐待相談の受付件数は減少したが、これは令和5年度から児童虐待で受けても調査の結果虐待無しの場合は、児童虐待件数に含まなくなったことによる減少。令和5年度はゲーム、スマホの取扱い等の育成相談の件数が例年以上に増加した。</p>
<p>飯田委員</p>	<p>所沢警察署飯田係長より、警察署における児童虐待事案に対する対応状況等について説明があった。</p> <p>確定値ではないので参考としてお話しする。令和5年度の対応件数は760件、うち通告件数は494件。内訳として、心理的虐待が352件、身体的虐待が91件、性的虐待が2件、ネグレクトが49件、要保護児童と認めた件数が195件。ここ数年で対応件数は減少しているが、要保護児童で通告している件数は減少している。</p> <p>また、関係機関の皆様へお願いがある。前提として警察と関係機関の間に上下関係はない。あくまでも警察からは要請と言う形をお願いしている。個人での要請ではなく組織として決定した要請である。窓口は私が担うことが多いが、回答は個人としてではなく組織として頂きたい。要請に添えない場合はその理由も合わせて教えてほしい。過去に上席に相談せず現場判断で警察に相談されるケースがあった。事前に上席に相談した上でこちらに連絡するよう所属内に周知されたい。</p> <p>関係機関とは良好な関係を築いていきたいと考えているが、警察は児童の安全確保が最優先な為、関係機関の意に反する対応をする場合もある。その対応について申入れがある場合は私でも良いが、管理職から当方生活安全課長に直接申入れされた方が良い。</p> <p>110通報があり「警察に言えばすぐに一時保護してもらえると聞いた。なぜ動かないんだ」と言われるケースがある。警察には保護等の強制力はない。市民が歪曲して受け取っている可能性はあるが、伝え方に注意されたい。警察が強制で動けるのは刑法等で定められている場合、精神錯乱又は泥酔により自傷や他害の可能性のある場合に限られる。それ以外は児童虐待事案、DV事案についても基本的には任意となる。指導等はできるが強制力はない。従わなかった場合の罰則等はない。警察としては相手側に理</p>

矢野副主幹	<p>解を求める為に工夫することしかできない。警察が言えどもどうにかなるものではない。臨場した場合も、臨場した際に泣き声や危険な状況がない限りは家に入れない。早い通報にご協力いただきたい。</p> <p>事務局より以下3点を報告。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 所沢市ヤングケアラー支援マニュアルを用意したので、必要な方はお帰りの際にお持ち帰り頂きたい。2. 6月20日に事例検討会を開催する。検討希望の事例がある場合は5月31日までに連絡されたい。出欠については6月13日までに報告されたい。3. 第2回の実務者会議は11月14日開催予定。 <p>6 閉会 事務局が閉会</p>
-------	--